

更新日:

担 当 : 計画課 森林施業調整官

名 称	石立山生物群集保護林		
面 積	121.56 ha (保存地区のみ)	設定年月日	昭和48年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び	高知県香美市に所在する。 高知中部森林管理署管内 別府山国有林 56林班は小班 高知県東部の香美市の物部川源流域と徳島県南部の那賀川源流に接する石立山(1707m)の山腹に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約600～1700mに位置し、暖温帯から冷温帯までの林相の垂直分布を見ることができる。 ブナ、コハウチワカエデ、ツガ、モミ、ハリモミ、ヒノキ、イタヤカエデ、クマシデ、ケヤキ等の多様な樹種が生育している。 石灰岩からなる急峻な山岳地であり、露岩地にはビャクシン、イワシデ等が生育している。 ツキノワグマ(環境省レッドリスト(2015年)の「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」)の生息が確認されている。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等(キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
法令等に基づく指定概況	剣山国定公園第2種特別地域【自然公園法】 土砂流出防備保安林、保健保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和48年4月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 石立山植物群落保護林に名称変更 平成30年4月 石立山生物群集保護林に名称変更		